



家族観と民法、税法



きのした じゅんいち
木下 純一

1. まえがき

このテーマを選んだ理由は、一度制定された法律が時代に合わなくなっているにも拘らず、改変させることは、稀で現実社会に様々な不都合を生じさせているからである。その事の問題点を掘り起し、どの様に改革するのが望ましいかを提言するものである。従って、発表者の思い込みや、実現不可能と思われることや、その提言によっては、別の不都合を生じさせてしまう恐れなど、もっと内容を深める余地のあることをご容赦願いたい。

2. 家族を考える

まず、「家族」について考えてみたい。

普段、「家族」は、と、人に聞かれると、妻と子供が2人、親は、同居しているとか、居ないとか、年齢によっては、「お孫さんは」とか聞かれて、居るとか、居ないとか答えるだろう。そこで、「家族」とは、一般的に夫婦とそれらの人々の親、子供によって形成される社会と云えるのではないか。「家族観」は、人種、民族によって、微妙に異なるようだが、ここでは、「日本」(日本人)の「家族観」について考察する。「日本」の「家族観」は、戦前と戦後とは、大きく変わっている。

戦前の「家族観」は、家(イエ)制度に基盤をおき、地域社会から国家につながる「イエ」を作っていた。「家制度」、「家」と「家父長制」の二つを大きな要素として「イエ」という親族集団の一体的結合と継続的発展を重視し、家族の人々を「イエ」に従属する存在とみなした。家父長権の相続(家督相続)、本家・分家などの階層制、それらを対外的にひとまとまり(ウチ)としてとらえる心性・制度であった。この思想は、明治時代以前からの日本的なもので、日本人は、天皇の臣民であり、天皇を中心とした「家族」を形成するとした、国家主義、一体感を保持し、外的(明治維新時の海外列強)に立ち向かう意思統一を思料したもの

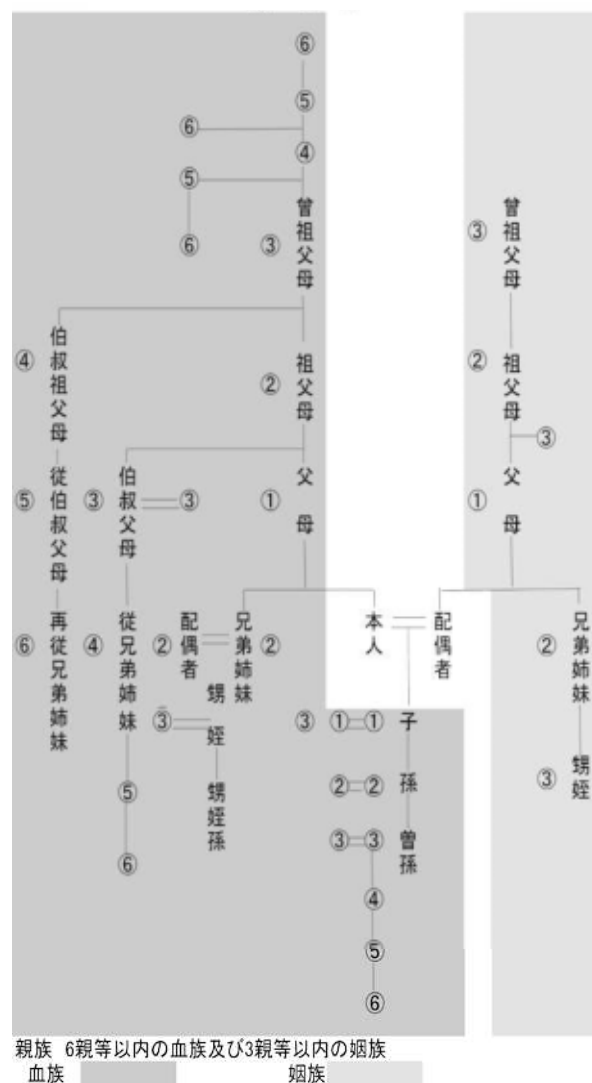
と思われる。

3. 現行民法の家族

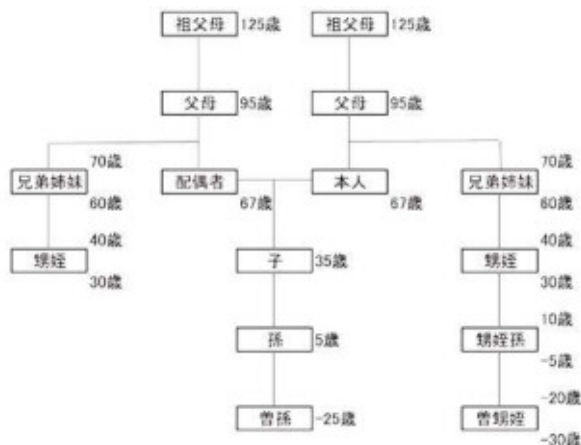
現行民法の「家族観」について考えよう。ちなみに、民法には、「家族」と云う表現はない。民法第4編 親族(一般に同編 第725条以下を「親族編」としている。)

(親族の範囲) 第725条 次に掲げる者は、親族とする。

資料1 親等図



資料2 親族の範囲（相続譲渡範囲）



- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

資料1に親族表を掲載した。ここに記載されている物を見ると、いかに多くの人脈？が著されている。次に、今の私を中心にした親族をみてみた。

1親等を30年（歳）一世代、兄弟姉妹の年齢差を5年（5歳）、配偶者を同い年として親族表を作ってみた。

現在私は67歳である。尊属は、2親等の祖父母がやっと生きているか？卑属は、2親等の孫までか？後30年生きれば、曾孫に会えるか？その時は、父母が127歳。

結論的には、直系血族では、4世代がせいぜいと思われる。

姻族でもほぼ同様だろう。私の兄弟姉妹の関係でも、甥、姪まで、その子（甥、姪、孫）になると関わりはほとんど無いだろう。

そうすると、民法の規定は、何を意味して、何の目的でこれだけの膨大な範囲を目指しているのか。

他の「親族」に係わる規定をみてみることにする。民法730条には、直系血族及び同居の親族は、「互いに扶け合わなければならない。」と規定されている。同居の親族はともかく、歳を取って曾孫の生活を扶助するのは可能か？

法律で指定されるのは、如何なものか？（能力と、気持ちがあれば頼まれなくても援助するのではないか。）と思う。

第734条から736条では、（近親者の婚姻の禁止）で直系血族、3親等内の傍系血族等の表現がある。これは、遺伝的要請からの規定である。

民法（以下、法と云う）、第748条（不適法な婚姻の取消し）では、…各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを…。

法、第877条（扶養義務者）① 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。②家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。③（略）

この2項が、生活保護申請で考慮されることになる。

以上、観てみると、「親族」という大風呂敷を広げておきながら、細かい条文の中では、巧みに適用範囲を振り分けていることがうかがえる。これは何を意味しているのだろうか。

今生きている私はこれだけの人々に囲まれていて、1人で生きているのではない。「だから頑張って生きてゆきなさい」という励ましなのか、又は、ご先祖様を大事に思っていなさいという、神道や儒教のおしえなのか？

4. 色々な家族観、想定されなかった家族のあり方。

婚姻に係わる問題。婚姻は、戦後の憲法第24条で…「両性の合意」と規定されたことから、旧民法より束縛が無くなったとはいえ、「家」を基盤にしてイエを保とうとしているようである。それは、親子関係よりも、「嫡出」にこだわっていると思われるからである。

法、第733条 ① 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。 *

② 女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

法、第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。 *

法、第772条 ① 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。 ②婚姻の成立の日から2百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から3百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

法、第774条、法、第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。以上、婚姻とその子についての条文を列挙したが、いずれも「親子」関係より、「嫡出」に重点を置き、直系血族の連続性を保ち、「イエ」を意識しているものと思われる。

これらの民法の制定は、男尊女卑とも受け止められるが、「家父長制」の延長なのだろう。

以前は、女性が自ら夫のもとを去り、自立することなど考えられなかったようだが、現代は、理由はともあれ自ら夫の元を離れる女性は、婚姻の解消又は取消しのずっと以前から、懐胎の可能性のある行為を前夫とすることは無いし、現代の医学的見地から正当な父親を確定することは、可能と思われる。

婚姻が破綻しているにも係わらず、現法律の規定により、離婚できない場合に、既にほかのパートナーと事実上婚姻関係にあり、懐胎、出産した時に、出生届を提出できない、(すれば全夫の子供とされてしまう、DVの夫に住所を知られたくないなどの理由でも出生届けを出さない場合もある。) そうなると、無国籍、無戸籍の子供が生じてしまう。

無戸籍だと住民登録が出来ない。地方自治体からの様々な行政サービスが受けられない、学校に行けない。病気になっても保険診療を受けられない(もちろん、海外に行くこともできない)。

働くことができたとして、マイナンバーは、どうなる? 住民税は、納めなくてもよい?

離婚を認めない夫から正式に離婚を成立させるのは至難のことである。

以上 民法に対するまとめ
法、第725条の親族の規定を、

- 一 三親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 二親等内の姻族

とその範囲を限定的なものに変えてはどうか?(血族と、姻族で親等の差をつける必要は無いかもしれない。)

法、第730条の規定と、第877条の規定の関係はどうなのだろう。第730条は、直系血族及び同居の親族、第877条は、直系血族と兄弟姉妹。この違いはなんだろうか。また、前者は「扶け合う」で、後者には「扶養義務がある。」この違いもなん

であろうか。

前者は、経済的なことでなく、精神的なことを指しているのか? 後者は、はっきり経済的援助すなわち「扶養」と規定している。いずれにしても、「直系血族」を「三親等内の直系血族」と規定して差しさわりはないので、その様に変えるべきと思う。

法、第772条 ①妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。②婚姻の成立の日から2百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から3百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する、と規定されている。そこで、

①(第一項)に出生後六か月以内に夫の子でないと申し立てた場合、夫の子でないと認定できる。」との条項を付加し②(第二項)を削除する。

その理由

①の理由は、親子関係は、必ずしも血縁のみで繋がっているものでなく、血の繋がりが無くても(他人であっても)長い間家族として生活していれば家族と認識していることに不都合が無いし、夫の子でないことを六か月以内に申し出ることにより、早期に事実関係を明らかにし、家族関係が混乱することを防ぐ意味からである。

②の理由は、懐胎当時の、人間関係、夫との関わり、DNA鑑定により容易に誰の子であるか確定できると考えられるからである。

そうでなくとも、「推定」という法律用語は、推定の根拠になるものの反証があればその推定を覆す可能性のある用語であるが、民法では、子の利益の為か通常推定は、覆せないようである。

法、第774条、第772条の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

この条文の「夫は子が」の項を「夫又は妻が」に変える。自分の子の父親が誰か、一番分かるのは妻と思うからである。

今の条文に無い、新しい家族関係が生じ始めている。婚姻関係にありながら籍を入れないカップルが増えている。事実婚である。その理由は、

① 入籍により、出生からの姓が変わるのが嫌である。

② 高齢のカップルは、推定相続人への配慮(推定相続人の法定相続分が減ってしまう)

また、婚外子も増えている。結婚を前提に交際していて妊娠し、何らかの理由で出産する人がいる。

いずれにしても、何らかの法的整備が必要ではないか？

5. 税法との関係

税法は、民法の規定をほぼそのまま援用し、様々な手当てをしている。

① 所得税

所得税では、家族に係わる取り扱いが有る。

それは、人的控除と云われるもので、配偶者控除、扶養控除、は、憲法第25条の生存権の保障と考えられている。

また、障害者控除等の控除規定は、生活上追加的経費が必要と思われることへの配慮から規定されている。寡婦控除もそれに含まれる。

寡婦控除は、シングルマザーの支援の意味で創設された。当初は寡婦のみで、寡夫の適用はなかった。その後、寡夫控除も規定されたが、寡婦控除とは、内容が若干異なっている。

人的控除の適用は、民法の規定に準じている。

寡婦（寡夫）控除は、配偶者の死別、離婚して扶養親族がいる場合に適用される。

法律上の婚姻の事実がこの控除の要件である。

未婚の父母で扶養親族が居ても、現在は控除対象にはならない。

そこで、死別は、婚姻の記録が無いと認められないが、1人親が子育てをしている場合、「1人親子育て控除」を創設したらどうか。

「1人親子育て控除」の要件は、男女を問わず、1人親で扶養義務のある20歳未満の子がいること。（離婚した場合の養育費の請求は、子が成人するまでとされていることと整合性を保つため）

その他、所得制限等は、現行のままとし、寡婦、

寡夫の区別をつけない、平等の取扱いとする。

「1人親子育て控除」と寡婦（寡夫）控除の二本立てとする。（「1人親子育て控除」のみにすると、死別のシングルマザー（ファザー）への手当が無くなってしまうので。）つまり、扶養する子が20歳になるまで、「1人親子育て控除」を適用し、その後は寡婦（寡夫）控除に移行することになる。

② 相続税

相続について、法定相続人の範囲は、今まで通りで良いと思う。

ただ、籍は入っていないが、事実上婚姻関係にある同居カップルがいる。それらの事実婚の配偶者への配慮は必要でないか？

推定相続人の法定相続分を減らさない配慮から入籍しないので、相続人に加えることは当事者の本意ではないからである。そこで、それらの事実婚の相手に財産分与するためには、遺贈によって行われることになる。この場合、相続税法では、相続人が、被相続人の一親等の血族以外の者への、相続または、遺贈には、相続税が2割加算される。

それを排除して、税負担を軽減しその後の生活の援助としてはどうか。遺贈による財産分与は、残されたパートナーへのその後の生活支援なのだから。

6. まとめ

以上色々論じてきたが、基本的には一夫一婦制は維持すべきと考えている。問題点の一つは、法律は一度制定されるとその変更（改正）はなかなかできない。一方現実には、予想外で進んでゆく。そこを埋めるために現実即した法律の立案に思いを至らせないといけないと思ったからである。

お 知 ら せ

2017年（平成29年）分の申告から従来税務署から送付されていたプレプリント申告書の送付が廃止されます。そのため、予定納税額などの情報の記載が無くなります。（予定納税額の通知書は従来通り送付されます。）関与先の納税者に対してお伝えするとともに、予定納税額の管理も行う必要がありますので、会員の皆様は対応をお願いいたします。

詳細については、東京税理士会のHPでも確認ができます。

広報部長 増田 和弘